

## 社会福祉法人都市社会福祉協議会 平成28年度第2回理事会 議事録

1. 招 集 年 月 日 平成28年10月26日
1. 開 催 日 時 平成28年12月 6日 10時00分～11時30分
1. 開 催 場 所 都市総合社会福祉センター 2階 研修室
1. 出席した役員 理事11名、(理事定数13名)  
田中芳也、永田優、成田洋、村吉昭一、瀧上澄雄、坂元晃、  
杉田淳一郎、坂元和雄、立山静夫、島津久友、池田吉平  
監事3名(監事定数3名)  
高野眞、渡邊弘、柿木一範、
1. 欠席した役員 柿木原康雄、朝倉脩二
1. 出席した職員 事務局 中村健児、櫻田賢治、大田勝信、上野誠、西村章子、  
又木勝人、木下夕子、星村太一、大牟田智子
1. 招集者出席の有無 会長 島津久友
1. 議事
- 報告第 3号 専決処分した事件の報告について
- 専決第4号 平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第3号)について
- 専決第5号 平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第4号)について
- 専決第6号 平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第5号)について
- 議案第 8号 社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の制定について
- 議案第 9号 社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の全部を改正する細則の制定について
- 議案第 10号 社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程の制定について
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則(別紙1)
  - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会施設整備等基金設置運営規程(別紙2)
  - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会退職手当基金設置運営規程(別紙3)
- 議案第11号 社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の一部を改正する規程等の制定について
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会理事・評議員等選出規程(別紙1)
  - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会会員規程(別紙2)
  - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会事務局規程(別紙3)
  - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会就業規則(別紙4)

- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会退職手当規程（別紙５）
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会経理規程（別紙６）
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会文書取扱規程（別紙７）
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会出納職員の使用する領収印に関する規程（別紙８）
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会給与規程（別紙９）

議案第 12号 社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の廃止について

- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会退職手当運用規程（別紙１）
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会地域福祉基金の設置及び管理に関する規程（別紙２）

議案第 13号 社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員の選任について

議案第 14号 平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について

そ の 他

## 1. 議事の経過要領とその結果

定刻に至り、事務局櫻田賢治が開会を宣し、定款に基づく定数を確認し、会長あいさつ後、議長選出となり、定款の規定により坂元和雄理事が選任され、議長は池田吉平理事と田中芳也理事を議事録署名人に指名し、常務理事池田吉平より社会福祉法人制度改革の概要について説明をし、直ちに議事に入った。

### 1. 議事

議長「議長を務めますのでよろしくお願いいたします。それではさっそく議事に入ります。報告第3号専決処分した事件の報告について、説明をよろしくお願いいたします。」

事務局中村健児「報告第3号専決第4号、専決第5号、専決第6号、の報告について、定款第12条第1項の規定に基づき、理事会に報告するものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「はい、ありがとうございます。ご説明のとおりでございますけれども、報告事項ということでご承認いただきたいと思っております。」

議長「続きまして、議案第8号平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の制定について、説明をよろしくお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第8号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の制定について、定款第35条第1項の規定に基づき、理事会の同意を求めます。なお、定款の変更につきましては、最終的に所轄庁の承認を得て行われるので、軽微な字句の修正の指示があった場合、その指示に従って修正を行うので、予めご了解いただきたい。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございます。それでは何か質問はございますか。」

高野眞監事「4点の質問がある。まず、P22の第12条第1項の「理事及び監事並び

に会計監査人の選任又は解任」とあるが、当法人では会計監査人を設置する予定なのか。これに関する具体的な規程が見えない。次にP25の議事録に関して、理事の職務を監査する監事が理事会の議事録に署名押印することに今回なっているが、既に議事録を作ることは監事として理事会の監査を同時に行っているというような意味がある。そのあたりの説明をお願いしたい。従来は、会長をならびに参加した理事2名という形で議事録署名をすることになっている。今度、新しく監事が議事録署名をする何か意図があるのか。次に前の定款では公益事業があったが、今回は公益事業をどのように捉えているのか。最後に同じP28の第11章定款の変更で従来は理事の同意を得て評議員会の決議を得るとなっていたが、今回の変更では理事の同意はいらないのか。

常務理事池田吉平「第12条の会計監査人の記述ですが、当該法人は現在のところ会計監査人を置く基準には達していない。しかしながら、法定事項に会計監査人の選任または解任には評議員会の決議がある。現在のところ私共はこの部分には該当しない、と考えている。将来この基準は2年ごとに引き下げられるという情報があり、その時に、該当すれば置かなければならない。置く必要がでてきた時には定款の改正をして、会計監査人を置いて外部監査を行うことになる。法条の表現をそのまま表現している。第32条については、モデル定款に謳ってあるのは議事録は会議に出席した会長及び監事は記名押印するとなっており、会長のところを理事及び監事とすると出席した理事全ての署名が必要となり、モデル定款では会長とその会議に出席した監事の記名押印となっている。法改正のもと、そのような議事録の取扱になる。監事については、改正法の中で理事会に出席する義務がある、となっている。公益事業性については、今回外している。会計基準が昨年度より新会計基準が提示されたが、公益事業としての位置づけから社会福祉事業に変わり、市社会福祉協議会としては、社会福祉事業に一本化した。今回は公益事業については、削除とした。第11章については、理事会にはその権限がない。評議員会の決議になるので理事会の協議はなくした。」

高野眞監事「監事3名が全て出席して3名とも記名押印する、2名であれば2名が署名するということになるのか」

常務理事池田吉平「記名押印については、出席した監事となっている。」

議長「他に質問はないでしょうか、よろしいでしょうか。議案第8号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の制定に係る議案については原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第8号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第9号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の全部を改正する細則の制定について、説明をよろしくお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第9号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の全部を改正する細則の制定について、定款細則第2条第7項の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか。」

杉田理事「P 3 5 の第 2 0 条第 1 項第 5 号（債権の免除～）と P 3 7 別表 4 の 5（債権の放棄～）の表記は同じでなくていいのか、また、第 2 0 条第 1 項第 7 号と P 3 7 別表 4 の 6 の表記も同じでなくていいのか」

事務局中村健児「記載ミスですので、修正をいたします。」

議長「他に質問はないようですが、よろしいでしょうか。議案第 9 号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の全部を改正する細則の制定に係る議案については、先ほどの修正を加えた上で議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第 9 号は議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第 1 0 号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程の制定について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第 1 0 号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程の制定について定款細則第 2 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございます。それでは何か質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。議案第 1 0 号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程の制定に係る議案については原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第 1 0 号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第 1 1 号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規定の一部を改正する規程等の制定について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第 1 1 号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規定の一部を改正する諸規程等の制定について、定款細則第 2 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございます。それでは何か質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。議案第 1 1 号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規定の一部を改正する諸規程等の制定することについては原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第 1 1 号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第 1 2 号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の廃止について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第 1 2 号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の廃止について、定款細則第 2 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。議案第12号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程の廃止については原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第12号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第13号社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員の選任について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第13号社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員の選任について定款第16条の規定に基づき、理事会の同意を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。議案第13号社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員の選任については原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第13号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第14号平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第14号平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について定款細則第2条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。議案第14号平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会福祉事業会計収入支出補正予算については原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第14号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長は、以上をもって本会の議事を終了した旨を述べ、11時30分に閉会を宣し、解散した。

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は下記に記名押印する。

平成28年12月 6日

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_